

第5次松川町総合計画[改訂版] 関連個別計画のパブリックコメント結果と町の基本的な考え方・見解について

計画名	ページ	寄せられた意見	町の基本的な考え方・見解
第4次 環境基本計画(案)	P11	環境審議会でも出された意見を基本計画(案)でどこまで取り組まれているのか。 ・ニセアカシア、荒地売りの抑制 ・モリアオガエル等希少種・地区の保全 ・ツツザキヤマジノギク、ヤマユリ、ササユリ等希少種の保護 等 委員の方の貴重なご意見に対して議事録では取り組む姿勢が見えますが、事業概要としてどこに記載されているのかわからなかった。委員の皆様の意見は大切にすべきと考えます。	第2回審議会でも同様のご意見をいただいております。基本施策に「貴重な自然の保全」を位置づけるとともに、現在活動している「ツツザキヤマジノギク」の保護活動を記載しています。
	P11	基本方針(4)基本施策12 河川清掃活動の推進 事業概要で河川ハトロールにより河川環境保全を行いますとある。先日の片桐松川河川敷の雑木伐採ではごみの散乱が目立つ。4年かけての計画なので、ドローンを使った河川ハトロールやごみの収集に活用するなど挑戦してみたらよいのではないかと。	大変興味深い提案であり、チャンネル・ユ一の協力を得ながら、不法投棄の調査を試験的に実施してまいります。
第4期 健康増進計画 「健康まつかわ21」(案)	P25	健康まつかわ21を拝見するとデータが幼児から中学生、国民健康保険加入者、後期高齢者を対象としているように見てとれる。松川町全体12,650人を対象とした健康を考えるべきではないか。 少人数の職員での対応では大変であると思うが、厚生労働省による健康日本21(二次)の中にスマート・ライフ・プロジェクトがある。企業への健康アプローチであるが、商工会と共同の取り組みとして啓発活動だけでも実施してもよいのではないかと。	平成20年に特定健診事業が始まり、それまで町民全体に実施していた健康診断事業が40～74歳に限り、保険者に義務付けされました。これにより、ご意見にあるように、町の保健師の保健事業が、国保の被保険者に対する健康づくりが主軸となりました。ただ今後は、介護予防と保健事業の一体的実施の流れの中で町民全体の取り組みとして推進していく必要があります。健康ポイント制度を活用し、商工会と共同で健康づくりに町全体で取り組んでまいります。
	P25	厚生労働省では、国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を認定しその普及を図るため「健康増進施設認定規程」を策定し、運動型健康増進施設、温泉利用型健康増進施設、温泉利用プログラム型健康増進施設の3種類の施設について、大臣認定を行っている。また、施設利用料が医療費控除の対象である。現在全国の認定数も少ない。松川町には清流苑という素晴らしい施設があるので取り組んでみてはどうか。	上記の健康ポイント制度の中に、清流苑プールとノルディックウォーキング利用メニューの一つとしています。ご意見にあります健康増進施設の利用については、今後さらに横の連携を強化し、施設利用の促進につなげていきたいと考えています。
	P23	保健事業年間スケジュールに、9月の「健康増進普及月間」が掲載されていると良いと思う。	全国的に展開される健康増進普及月間を町のスケジュールの中に入れ、年度末に出している医療費分析等の結果からポピュレーションアプローチ(健康状態を全体的によくするための集団教育)をしてまいります。

第5次松川町総合計画[改訂版] 関連個別計画のパブリックコメント結果と町の基本的な考え方・見解について

計画名	ページ	寄せられた意見	町の基本的な考え方・見解
第3期 福祉総合計画(案)	P6	基本理念の中に土台とし福祉は地域力の強化が必要であり「他人ごと」ではなく「我がごと」と考える地域づくりを強調してもよいのではないか。	福祉総合計画の推進にあたり、主体的に取り組む地域力の育成が大切であるという考え方から、第1章「基本理念」に「地域で起きているさまざまな問題を、他人事ではなく「我が事」としてとらえる」という考え方を盛り込みます。
	P7	第2章の施策体系で基本目標の1つとして、SDGsの考え方である「すべての人が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる環境整備」を追加して頂きたい。	ご提案いただいた「すべての人が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる環境整備」は、すべての施策に共通する理念であるという考えから、第1章「基本理念」に位置付けてまいります。
	P9	認知症サポーター養成の推進は計画されていますが、長野県で取り組んでいる障がい者のサポートである「あいサポーター養成」や発達障がいに関する基本的な知識を持ち、地域、職域、学校等において発達障がいのある人や家族を支える発達障がい者サポーターの養成事業も推進できないでしょうか。今後4年間で計画なので、世の中の流れとしては必要ではないかと思う。	障がい者のサポートとなるあいサポーター養成は、福祉総合計画の関連計画となる「第5期松川町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に位置付けており、町としても推進をしてまいります。 令和2年度は次期計画策定年度となりますので、引き続き計画の継承及び、実施に向け検討を行います。 また、県による発達障がい者サポーター養成講座支援事業を活用し、推進に取り組んでまいります。
	P10	コミュニティ・カフェ事業においては具体的数値目標が表示されているが、オレンジ・カフェにおいては事業計画が具体的に示されていない。オレンジ・カフェにおいても一定の効果は確認されていると思うが、今後はどのようにされていくのか他の地域への水平展開を進めて頂きたい。	オレンジカフェについて、福祉総合計画では基本施策③「認知症患者と家族の支援」に位置付けてまいります。 現在、大島地区1カ所を実施していますが、他地区への展開については、担い手と地元の理解を得つつ検討を進めてまいります。